

【被害防止ネット】ニュース

○消費者の被害を防ぐネットの輪○ 2011年8月1日 No12

〔事務局〕 小樽消費者協会 〒047-8660 小樽市花園2-12-1
 小樽市役所別館5階 小樽・北しりべし消費者センター内
 TEL (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978 E-mail; syohi-c@city.otaru.lg.jp

◆消費者被害防止ネットワーク

総会、高齢者・若年者分科会を開催◆



平成23年7月1日、小樽市消防庁舎講堂において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」総会と高齢者・若年者各分科会が開催されました。

小樽・北しりべし消費者センターとして広域化され初めての総会であり、複雑化する消費者被害を反映し、今年度は31団体39人が出席、オブザーバーとして北後志地区から余市・仁木・積丹・古平・赤井川各町村担当者も初参加しました。

《総会では・・・》

◎消費者相談の概要について

小樽市生活安全課より「平成22年度相談件数は、1005件と230件減少したものの、約4割が60代以上の高齢者が占めている」と報告がありました。

◎最近の被害状況について

札幌弁護士会による被害実態の基調報告で、①転換社債のダイレクトメールによる転売被害では、詐欺の立証が難しいが出資法違反の可能性もあり、先ず警察に相談するように、②出会い系サイト利用による大量ポイント加算の被害では、通信会社までの立証が困難なので安易にアクセスしないように、③中古車販売業者によるキャンセル料要求被害では、業者が次々社名を変え摘発を逃れる悪質事例が紹介され注意するよう説明がありました。

《高齢者分科会では・・・》

札幌司法書士会小樽支部より、多重債務について昨年6月施行の改正貸金業法以来相談が少なくなってきたと報告がありました。

小樽警察署より「平成22年度振り込み詐欺の被害件数が全道で101件、小樽で4件となっており減少傾向にあるが手口はより巧妙化している」との報告に続き、実際の相談の中から「インターネット・携帯電話で無料サイトを開いた際、ワンクリックで架空請求サイトが開き、一度支払う（口座振替等）と次々請求額が増額されるケース等が多くなっている」と説明があり、無料サイトやアダルトサイトを安易に開かないようにとの説明がありました。

《若年者分科会では・・・》

消費者センター相談員の事例として、携帯電話の機種変更後、大量メールが届くようになりその都度削除していたが、翌月請求が3倍以上の5000円になり忙しかつたのでそのままにしていたら、翌々の請求書が10000円を超えたため問い合わせたところ、迷惑メールを受信しただけで課金されると説明を受け、センターに相談を寄せたものであります。対策としては契約を通話専用にするか、パケット定額サービスへ変更するよう指導助言したものです。また最近話題のペニーオークションは、入札ごとに手数料が発生し競り合って落札できなかった場合は、高額の入札手数料が必要になりさらに一切返金されないため、従来のネットオークションと違い特に注意が必要と説明がありました。

振り込み詐欺に要注意！

- ◆振り込み詐欺の種類 「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」
- ◆劇場型の手口に注意 劇場型の特徴は、公的な機関や役職名を詐称し複数で役割を変えて、金銭をだまし取るところです。

⇒⇒「オレオレ詐欺」の警察官や弁護士などの役割を分担し、金銭を振り込ませようとする従来の手口のほかに、銀行口座が犯罪に利用された等と言って警察官や金融庁職員を装ってクレジットカードをだまし取る被害も増えています。

☆☆各団体から☆☆

各分科会の情報交換の場では、今回出席した小樽警察署、北海道電力、訪問介護事業所、地域包括支援センター、札幌弁護士会、小樽商科大学等から消費者を取り巻く現状や被害実態について、次のような報告・意見がありました。

- ◎ 「検針票」を抜き取り、検針票のレシートを領収書のごとく説明し、概算金額を着服する。
- ◎ 「ほくでん」または「ほくでんの委託」を装い、2人1組となり、配電盤の点検と称し家人と会話している隙に、もう一人が金品を盗む。
- ◎ 親の急死による葬儀費用の工面のため、包括支援センターが地方の買取業者を紹介したが、地元業者を利用すべきではとの意見が出された。

- ◎ 効能を信じ大量のサプリメントを買い込んだ高齢者に、本当に必要な人格を否定しないようにして中止させるのが難しい。
- ◎ エコポイントが付いている期間に、地デジテレビを購入した相談者が、ポイント廃止後販売店がテレビの価格を値下げしたため、高値で買わされたセンターに苦情を寄せ対応に苦慮している。
- ◎ 一人暮らしの高齢者が、電話での被害に遭う確率が高く、対策が必要ではとの意見が出された。
- ◎ 小規模多機能型居宅に、年金より月13万円支払い入所の女性が、残りの年金6000円で昼食その他経費を賄っている例があり、法に違反している可能性があるのではとの意見が出て、担当包括支援センターと小樽市で解決策を協議することとした。

～消費者センターの相談事例から～

◆高齢者を狙う買取商法

一人暮らしの高齢者宅に、“不用品は有りませんか？”と電話をし、実際には衣類や食器の不用品には目もくれず、言葉巧みに貴金属を安い金額でだまして買取するもので、現在売った物のクーリングオフについて、法律がありませんので注意が必要です。

◆利用しないクレジットカードは解約を

4月～6月のクレジット会社の年会費支払期間中に、引落不能の通知をもって来所される高齢者が多かった。クレジット会社の倒産・合併等で会社名が変わり、馴染みのない社名に不当請求と思われたようだ。クレジット会社によっては年会費が発生するカードもあり、使わないからと捨てるのではなく、必ず解約手続きを取るようにしましょう。

多重債務特別相談窓口を開設

消費者金融やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、相談窓口を開設しています。一人で悩まずに相談してください。

■相談日

毎週木曜日 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始の休日を除く)

■相談場所

小樽・北しりべし消費者センター
(花園2-12-1小樽市役所別館5階)

■相談対応

債務整理の方法の助言、弁護士・司法書士などの法律専門家へのあっせん

■相談受付

小樽・北しりべし消費者センター
TEL (0134) 23-7851
FAX (0134) 23-7978

啓発用貸出しビデオのご利用を！

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用下さい。

➡ 申し込み・詳細＝小樽消費者協会
TEL：(0134) 31-3682

「移動消費者教室」の活用を！

各種団体の依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います。(無料)

➡ 申し込み・詳細＝小樽消費者協会
TEL：(0134) 31-3682

消費生活に関する ご相談は 小樽・北しりべし 消費者センターへ	TEL:(0134)23-785 1 FAX:(0134)23-797
--	---

【情報交換について】

メールやFAXで被害報告などの情報交換を行っています。連絡はネットワーク事務局まで

➡ E-mail: syohi-c@city.otaru.lg.jp
FAX: (0134) 23-7978